16. 請負工事用建設機械貸付仕様書

（白　紙）

請負工事用建設機械貸付仕様書

昭和５８年４月２５日建東機第111号
最終改正　平成２年３月２０日

道路部長から各事務所長あて

第１条　総　　則

１．東北地方建設局工事請負契約に基づき東北地方建設局○○工事事務所長（以下「事務所長」という。）が建設省所管に属する建設機械を請負者に貸付けることについては、当該工事請負契約書及びこの仕様書に定めるところによる。

２．この仕様書は建設機械の貸付に関する一般仕様を示すものであり、この仕様書に記載されていない事項、又は特殊な事項については別に定める特記仕様書によるものとする。

第２条　監督職員

この仕様書において監督職員とは、発注者が書面により官職及び氏名を請負者に通知した職員をいう。

第３条　提出書類

請負者は､別表に示す様式により指定期日までに関係書類を提出しなければならない。

第４条　貸付機械の範囲

事務所長が請負者に貸付ける機械の範囲は、建設機械貸付調書（様式－１）のとおりである。

第５条　機械の貸付

１．請負者は、工事請負契約書に基づき建設機械を借り受ける場合は、当該機械を管理する事務所長に建設機械借用書（様式－２）を提出しなければならない。

ただし、併用貸付による貸付期間中における各工事間の移動については、借用書に替えて建設機械併用貸付授受簿（様式一７）により行うことができる。

２．事務所長は、建設機械を引渡すときは、監督職員及び請負者又はその代理人を立ち会わせ、機械の整備状況等を確認のうえ建設機械機能現況表（様式－３）を作成し、借用書と引替えに渡すものとする。

３．前項の機能現況表は２部作成し、各立会者押印のうえ、事務所長、請負者それぞれ１部保有する。

第６条　運転員の承諾

１．請負者は、契約締結後すみやかに建設機械運転員届（様式－４の１）除雪機械にあっては除雪機械運転員届（様式－４の２）を作成し主任監督員に提出しなければならない。なお、除雪機械運転員は「除雪機械運転員資格基準」に準拠するものとする。

２．前項の届には、免許証・修了証等の写しを添付しなければならない。

３．主任監督員は運転員が監督職員等の適切な指示を履行せず正規の運転員として不適当と判断したときは、運転員の変更をもとめることができる。

第７条　使用条件

１．請負者は、管理責任者を定めて貸付期間中善良な管理をしなければならない。

２．請負者は貸付機械の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項に注意し、常に監督職員並びに機械担当職員の指示に従い機械の機能保持に努めなければならない。

（１）貸付機械を亡失、き損等のおそれのない場所に格納する等、保管に万全を期すること。

（２）貸付機械を使用目的以外の用途に使用しないこと。

（３）定期点検整備及び日常の点検整備を完全に実施すること。

（４）整備工については、当該機械に精通した熟練者を当てること。

（５）届出した運転員以外の者に貸付機械の運転をさせないこと。

第８条　使用条件の違反

１．事務所長は、請負者が貸付機械の引渡しを受けた後、正当な理由なしに使用しない場合又はこの仕様書に違反した場合には、返納を命ずることができる。

２．前項の返納については、第１４条によるものとする。

３．事務所長は、第１項の場合において請負者が建設機械貸付調書の使用目的以外の用途に使用したときは、その使用日数に対し建設大臣が別に定める日当り貸付料の倍額に相当する違約金を徴収する。

第９条　諸経費の負担

次の各号に掲げる諸経費は請負者の負担とする。

（１）貸付機械の引渡し及び返納に要する費用

（２）貸付機械の管理に要する費用

（３）貸付機械の機能を常に良好な状態に維持するために必要な点検、整備、修理に要する費用

（４）自動車損害賠償保障法（昭和３０年法律第９７号、以下「自賠法」という。）による経費

（５）貸付機械の監査に直接必要な経費

第１０条　機械の亡失・損傷・故障

１．請負者は、貸付機械を亡失・損傷又は故障したときは、直ちにその事実について詳細な報告書（様式－５）を事務所長に提出しなければならない。

２．請負者は、前項の亡失・損傷又は故障が自己の責に帰すべき理由によるときは、事務所長の指示に従い、すみやかに機械を修理し、又は、同等品を納め、もしくはその損害額を負担しなければならない。

３．天災その他不可抗力によって貸付機械に損害が生じたときは、その損害の補てんについては、事務所長、請負者協議して決定するものとする。

第１１条　貸付期間等の変更

１．請負者は、機械の貸付期間又は日数の変更を希望する場合は、その理由を付し、事務所長に申し出なければならない。

２．前項の場合において、請負者の責により、その貸付期間を延長するときは、その延長日数に対し建設大臣が別に定める日当り貸付料を徴収する。

３．工事請負契約が変更された場合、又は事務所長が特に必要と認めた場合には、事務所長・請負者協議のうえ貸付期間、又は日数を変更することができる。

４．事務所長は、請負者がその責に帰することができない理由により貸付機械の運転を休止したときは、貸付期間を機械の運転休止日数に限り延長することができる。

第１２条　監　　査

１　請負者は、貸付期間中に局長又は事務所長が行う貸付機械使用状況の監査に応じなければならない。

２．請負者は、前項の監査により指示された事項は直ちに履行し、その結果を局長又は事務所長に報告しなければならない。

第１３条　機械使用実績報告書

請負者は、貸付機械の運転又は整備状況について引渡しを受けた日を含む月以降三箇月ごとに「建設機械使用実績報告書」（様式－６）を作成し翌月１０日まで事務所長に提出しなければならない。ただし、工事が完了した場合にあっては、完了後速やかに提出するものとする。

第１４条　返　　納

１．請負者は、貸付機械を返納する場合は、建設機械返納書（様式－２）を事務所長に提出しなければならない。

ただし、併用貸付の場合は第５条１項の借用書の取扱と同様とする。

２．事務所長は、貸付機械の返納を受けるときは、監督職員、請負者又はその代理人を立ち会わせ、当該機械の整備状況を建設機械機能現況表（様式－３）により検査し支障がないと認めたときは、これを収納するものとする。

３．請負者は、貸付機械の返納後といえども請負者の責に帰すべき故障又は、修理上の欠陥があった場合は、事務所長の指示に従い修理しなければならない。

第１５条　返　　還

１．請負者は、事務所長が特別の理由により貸付中の機械の返還を求めたときは、その指示に従いすみやかに返還しなければならない。

２．前項の返還については、第１４条によるものとする。

３．請負代金については、事務所長、請負者協議のうえ決定するものとする。

第１６条　保　　険

１．請負者は、貸付機械が自賠法の適用を受ける自動車であるときは、既に自動車損害賠償責任保険（以下「責任保険」という。）の契約をしている場合を除き、貸付期間中責任保険の契約を締結しなければならない。

２．請負者は、国において責任保険の契約を締結した貸付機械にかかる貸付期間中の事故により自賠法第１９条の２の適用を受けることになった場合は、同条の規定による追加保険料を国に納入しなければならない。ただし、事故が事務所長の責に帰すべき理由により発生した場合においてはこの限りではない。

別表

本仕様書に基づく提出書類

適用条項	名称	様式	宛先	提出期日	部数	摘要
５条、８条、14条、15条	建設機械 借用 返納 書	2	事務所長	機械引渡返納返還時	1	
５条２項、８条２項 14条２項、15条２項	建設機械機能現況表	3	事務所長	機械引渡返納返還時	1	借用書 返納書 } 添付
６条	建設機械運転員届	４の１	主任監督員	契約締結後すみやかに	2	免許証・修了証等の写しを添付
	除雪機械運転員届	４の２				
10条	建設機械亡失，損傷，故障報告書	5	事務所長	発生の都度	1	
13条	建設機械使用実績報告書	6	事務所長	翌月10日まで	1	
	上記以外に事務所長又は，監督職員が必要とした書類		事務所長又は監督職員	その都度		

建　設　機　械　貸　付　調　書

機械の名称	規　　格	機　械 番　号	使　用 目　的	機　械 引　渡 場　所	機　械 返　納 場　所	貸　付 日　数	運転員 承諾の 有　無	備　　考

（Ａ４）

備　考

１．使用目的は機械別，設計別又は設計細別ごとに使用区分を明記する。
２．併用貸付のときは，併用貸付する工事名等を備考欄に明記する。
３．貸付期間中，定期整備による機械の返還，又は代替提供の時期については備考欄に記入する。

請負工事用建設機械貸付仕様書

様式－２

平成　　年　　月　　日

分任物品管理官
官職　　氏名　　殿

請負者

氏　　名　　㊞

建設機械 借用／返納 書

○○工事の施工に使用の下記建設機械を 受領しました。／返納します。

記

機械名	規　格	機械番号	貸付／返納 年月日	備　考

（Ａ４判）

備　考

１．使途に従い不用の文字は抹消して使用のこと。
２．貸付，返納年月日欄は，上段には貸付年月日，下段には返納予定年月日を記入のこと。
３．工事工程等の変更に伴い新たに機械を貸し付けるときは借用書を作成し，返納のときは一括で処理のこと。
４．付属品については，備考欄又は別紙を作成のこと。

建設機械機能現況表

<table>
<tr><td>機械名</td><td colspan="4"></td><td rowspan="5">故障について機械各部の状況及び対策</td><td colspan="6" rowspan="5"></td></tr>
<tr><td>規格</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>機械番号</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>検査場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>検査年月日</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">アワメーター又は走行距離計の読み</td><td>引渡</td><td></td><td rowspan="2">判定</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="3">付属品</td><td>品名</td><td>数量</td><td>状況</td><td>品名</td><td>数量</td><td>状況</td></tr>
<tr><td>返納</td><td></td><td colspan="6" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

平成　　年　　月　　日　　（Ａ４判）

上記のとおり確認する。

立会者

監督職員　　㊞

機械担当職員　　㊞

請負者
又はその現場代理人　　㊞

請負工事用建設機械貸付仕様書

様式－４の１

平成　　年　　月　　日

主任監督員
官　職　　氏　　名　殿

現場代理人
氏　　名　　㊞

建 設 機 械 運 転 員 届

○　○　○　工事にかかる標記について、下記のとおり届出します。

記

運転員氏名	運転経験年数	運転に必要な資格			運転する建設機械名	備　考
		資格名称	取得時期	資格の番号		

（Ａ４判）

請負工事用建設機械貸付仕様書

様式－４－２

平成　　年　　月　　日

主任監督員
官　職　　氏　　名　殿

現場代理人
氏　　名　　㊞

建 設 機 械 運 転 員 届

○　○　○　工事にかかる標記について、下記のとおり届出します。

記

氏　名	年　　令	保有する	経験	運転する	建設機械施工技士	技能講習	除雪講習
		免許種別	年数	建設機械名	合格種別	修　了	修　了
	生年月日	取得年月日		経験年数	年度・合格証番号	年度・修了証番号	年　月
	歳		年		種		
	・　・	・　・		年	年度. No.	年度. No.	H　・
	歳		年		種		
	・　・	・　・		年	年度. No.	年度. No.	H　・
	歳		年		種		
	・　・	・　・		年	年度. No.	年度. No.	H　・
	歳		年		種		
	・　・	・　・		年	年度. No.	年度. No.	H　・
	歳		年		種		
	・　・	・　・		年	年度. No.	年度. No.	H　・
	歳		年		種		
	・　・	・　・		年	年度. No.	年度. No.	H　・
	歳		年		種		
	・　・	・　・		年	年度. No.	年度. No.	H　・
	歳		年		種		
	・　・	・　・		年	年度. No.	年度. No.	H　・
	歳		年		種		
	・　・	・　・		年	年度. No.	年度. No.	H　・

（Ａ４判）

請負工事用建設機械貸付仕様書

様式－５

平成　　年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
○ ○ ○ ○ 事務所長　殿

請 負 者
氏　　名　　㊞

建設機械亡失，損傷，故障報告書

○○工事施工のため貸付を受けた下記建設機械の亡失，損傷，故障が発生したので報告します。

記

機械名	規　格	機械番号	亡失，損傷故障発生場所	亡失，損傷故障年月日	修理完了見込年月日	アワメーターの読み
亡失，損傷，故障箇所		亡失，損傷，故障の理由			亡失，損傷，故障の発見後の処理状況	

（Ａ４判）

備　考

１．使途に従い不用の文字は抹消して使用のこと。

２．必要に応じ、損傷・故障個所の写真、図面等を添付すること。

様式－６

平成　　年　　月　　日

○ ○ ○ ○ 事務所長　　殿

請 負 者
氏　　名　　㊞

建 設 機 械 使 用 実 績 報 告 書

工事名　　○　○　工　事

工期　自　平成　　年　　月　　日　～　至　平成　　年　　月　　日

機　械　名	機 械 番 号	月　別	おもな作業内容	おもな作業の作業量	稼動状況		維持修理費	主な修理箇所及び取替部品名	摘　　要
					運転日数	運転時間			

（Ａ４判）

備　考

１．おもな作業内容の欄は，貸付機械を２工種以上の異なる作業に使用したときは，運転時間又は，運転日数の最も多い作業内容を記入する。
２．おもな作業の作業欄は，おもな作業内容の欄に記入した作業量を測定できるときに記入する。
３．運転時間の欄は，運転時間の管理できない機械又は管理の必要のない機械については，記入を省略することができる。
４．運転のミス又は，不慮の事故に伴う修理で，当該修理に要した費用が300千円をこえるときは，修理内容の詳細な説明を添付する。

請負工事用建設機械貸付仕様書

様式－７

建 設 機 械 併 用 貸 付 授 受 簿

下記の貸付機械の現況を点検確認のうえ受渡しをした。

機械名＿＿＿＿＿＿＿＿　　機械番号＿＿＿＿＿＿＿＿

日　時		受領者		引渡者		アワメーター又は走行距離計の読み	備　考
		氏　名	印	氏　名	印		
月　日	時						

備　考

１．受領者又は引渡者とは，監督職員又は請負者（現場代理人まで）をいう。

貸付建設機械への受注者名の標示について

事　　務　　連　　絡
平成１７年１１月１６日

大臣官房技術調査課　工事監視官
総合政策局建設施工企画課　課長補佐　から

各地方整備局　企画部　技術管理課長　あて
施工企画課長　あて

貸付建設機械への受注者名の標示について

貸付建設機械を利用して行う作業（工事を含む）及び業務については、契約書第１条３項（業務においては契約書第１条４項）に基づき、工事目的を完遂するための一切の手段については、受注者がその責任において定めることになっており、各作業等は受注者の責任において実施されている。

しかしながら、貸付建設機械に受注者名の標示がなされていないため、国民の目には発注者が自ら実施しているとの誤解が生じている。

このため、下記に基づき受注者名の標示を貸付建設機械に施すことにより、作業等の受注者の明確化、作業等の実施における責任の所在の明確化を図ることとしたので遺漏なきよう取り図られたい。

記

１．対象作業（工事）及び業務

対象とする作業（工事）及び業務は、発注者所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事）及び業務とし、現在実施（履行）中及び今後発注する作業（工事）及び業務を対象とする。（災害時などの緊急を要する作業（工事）及び業務は除く）

２．対象建設機械

受注者に貸与する国土交通省所有の建設機械（路面清掃車、除雪機械、パトロールカ及びこれに類する貸与機械）を対象とする。

３．標示方法

別紙のとおり

別　紙

本標示要領は、国土交通省所有の建設機械を貸与され、河川および国道の管理、維持等の作業（工事を含む）及び業務を実施している受注者名の貸付建設機械への標示に関し、適用する。

１．表示内容

国土交通省所有の建設機械を貸与されて行う作業（工事を含む）及び業務を実施するにあたり、貸付建設機械へ受注者名を標示する。

２．標示方法

（１）標示方法は、建設機械にマグネット板等を貼付する方法によるものとし、標示する文字形式および寸法は、原則、図-1のとおりとする。

（２）図-1において、白色線は、幅１５cmの直線で、かつ大略水平なものとし、標示する内容は、『受注者：〇〇〇〇』とし、『〇〇〇〇』には受注者名を標示するものとする。なお、『受注者』の文字については、『請負者』または『受託者』も可とする。

（３）マグネット板等の貼付にあたっては、建設機械の側面等第三者が確認しやすい位置とする。なお、貼付することで作業に支障等影響が想定される場合は、作業に支障等影響を及ぼさない位置とすることとし、また、マグネット板等を分割し標示することもよいこととする。

（４）標示の例を、パトロール力は図-2、路面清掃車は図-3、除雪機械は図-4に示すので、これを参考に標示するものする。他の貸付建設機械についても、本標示要領の主旨を踏まえ、上記機械に準じた対応を適切に行うものとする。

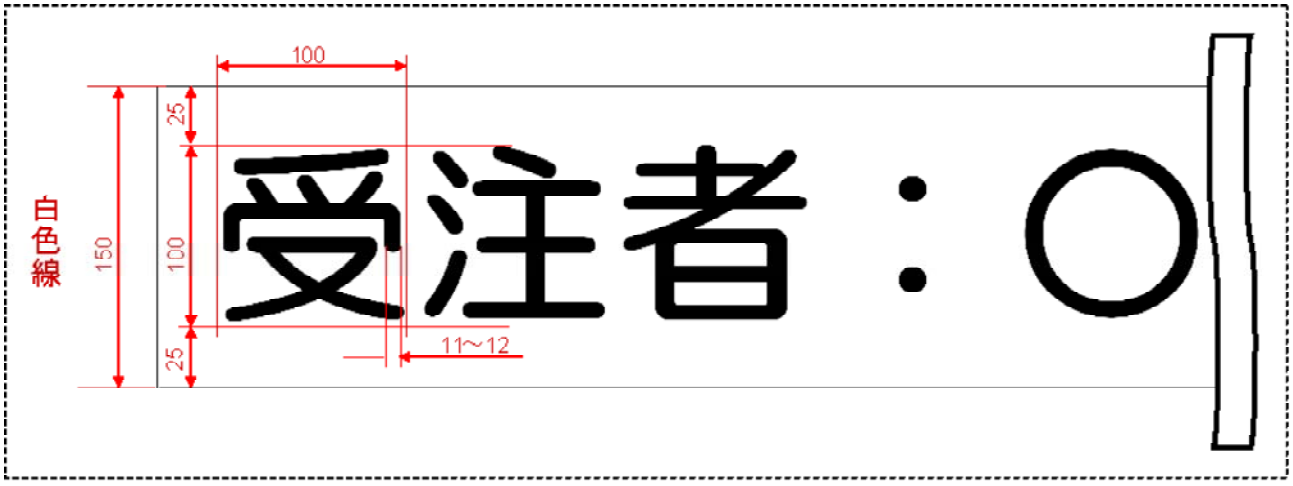

図-1　＜文字の形式及び寸法＞

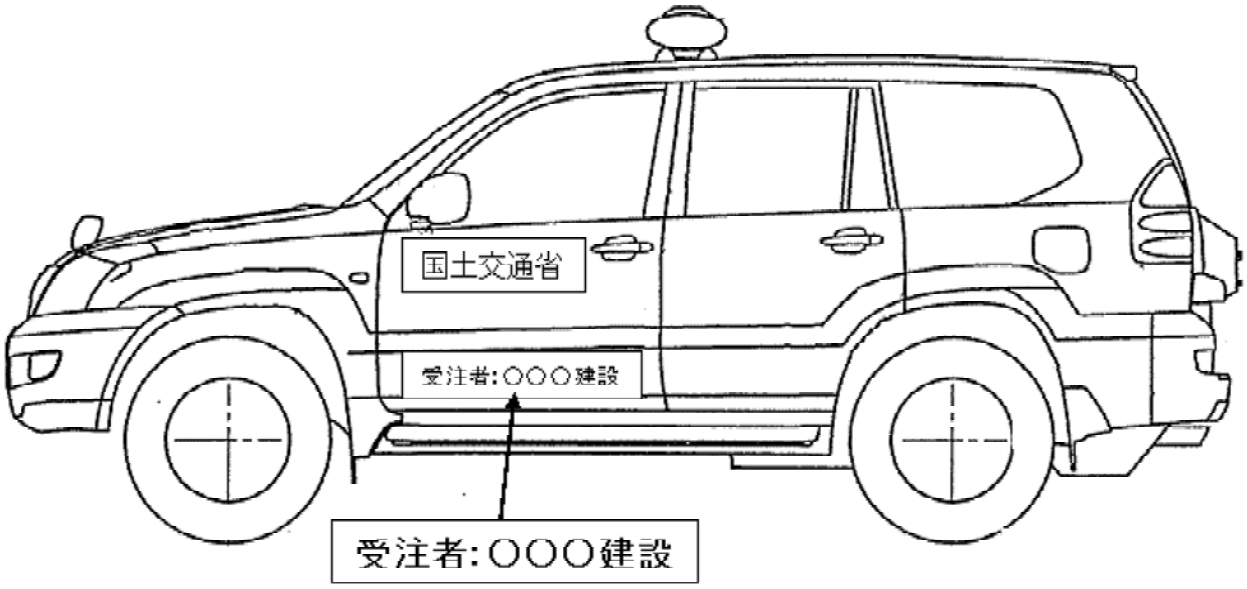

図-２　パトロールカ

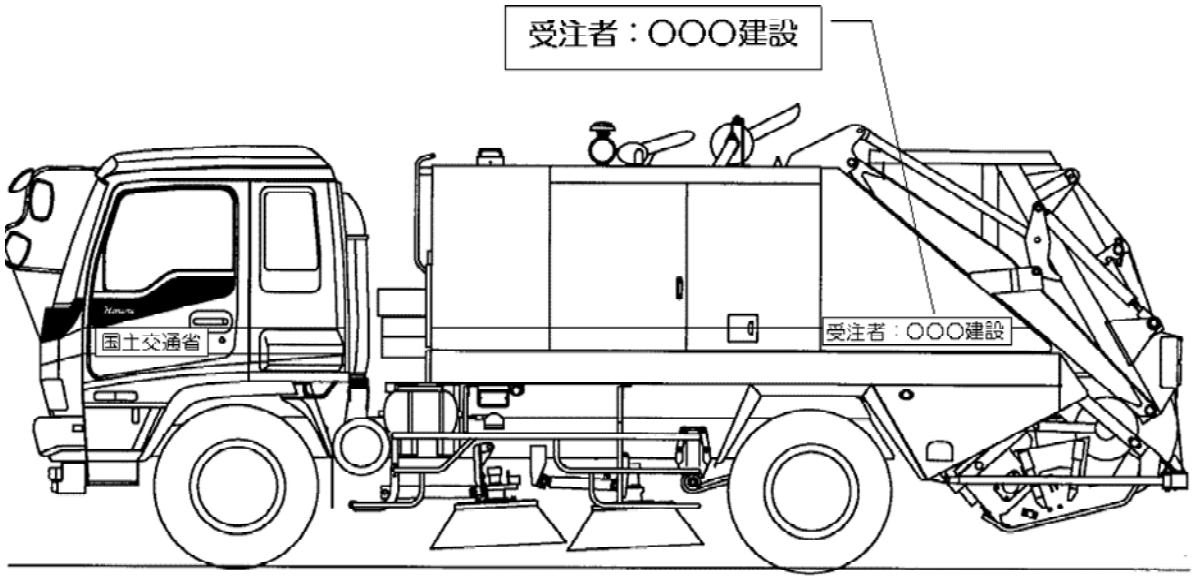

図-３　路面清掃車

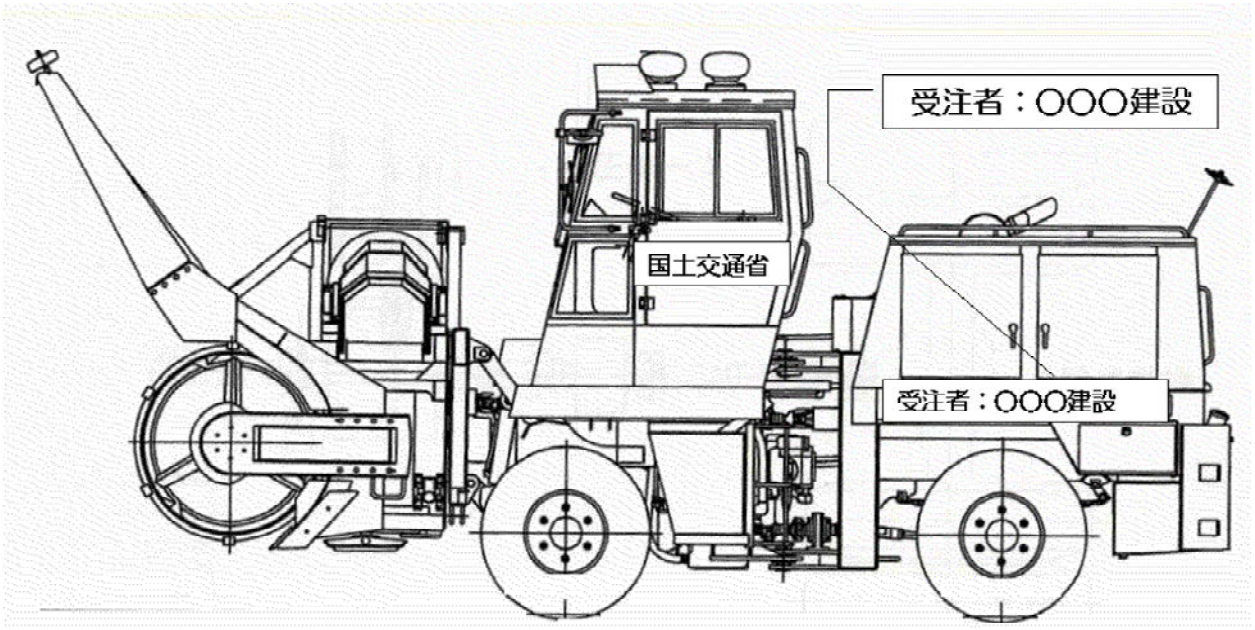

図-4　除雪機械①

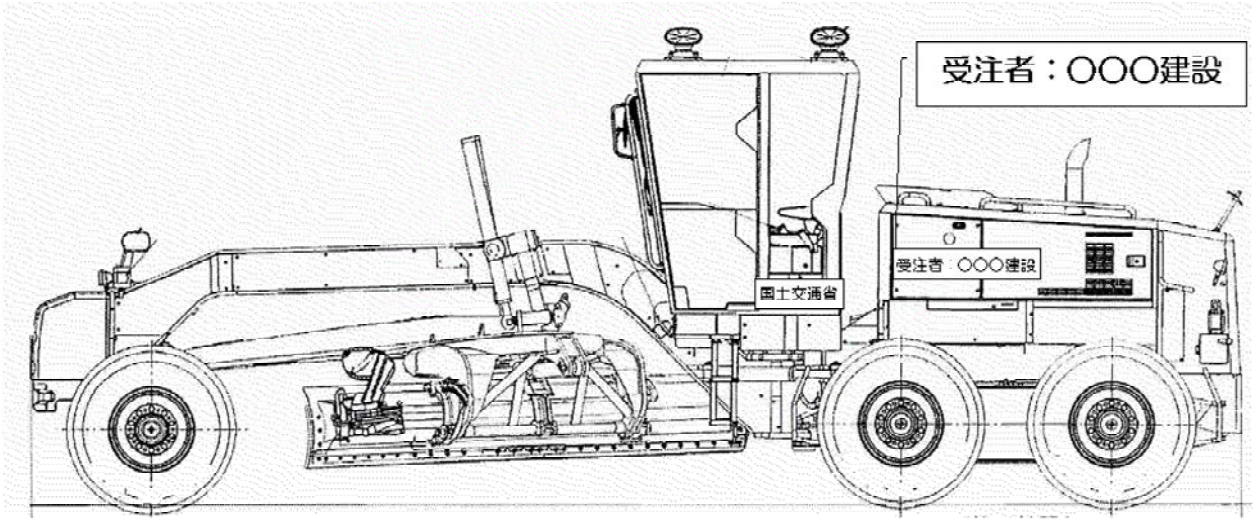

図-4　除雪機械②

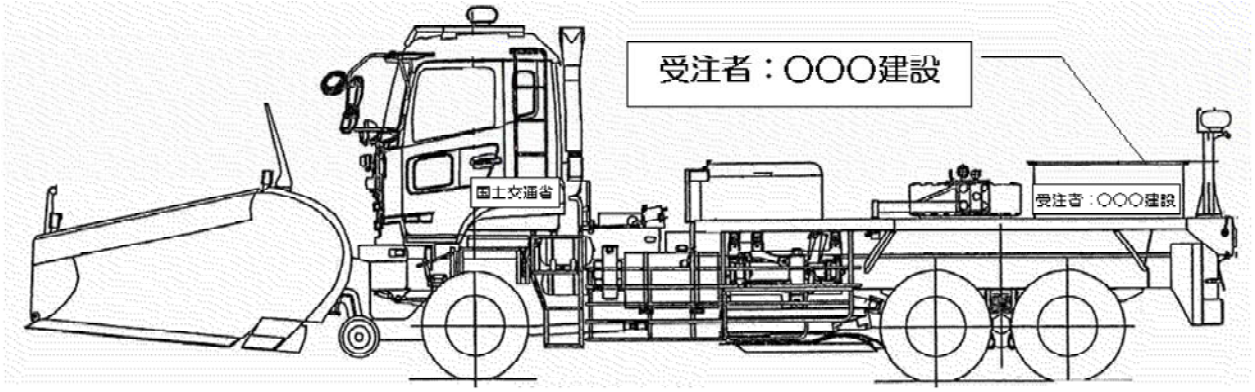

図-4　除雪機械③

（白　紙）